公益的機能維持増進協定のイメージ

ポイント①

協定の対象となる森林

・「公益的機能別施業森林」に指定されている民有林で、所有者が森林施業を実施できず、国有林の公 益的機能に悪影響がある森林

かつ

・ 施業等が不十分な国有林に隣接・ 介在する民有林で、民有林間での集約化ができず、整備が困難な森林

ポイント②

協定の締結

・森林所有者等の合意の下で、森林管理局長と協定を締結

・期間は最長で10年

・協定の内容を、公告・縦覧により明確化

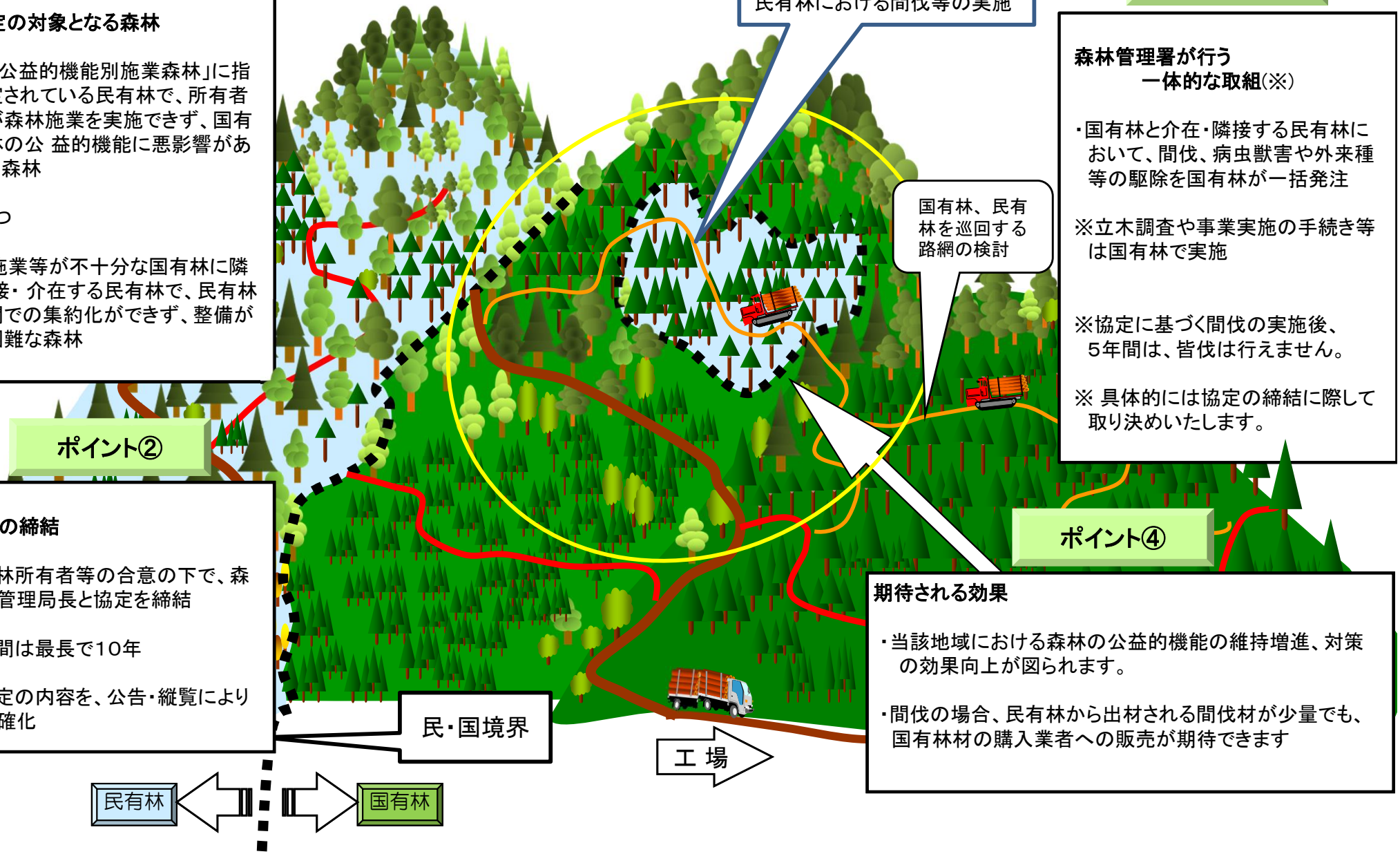

ポイント③

森林管理署が行う一体的な取組(※)

・国有林と介在・隣接する民有林において、間伐、病虫獣害や外来種等の駆除を国有林が一括発注

※立木調査や事業実施の手続き等は国有林で実施

※協定に基づく間伐の実施後、5年間は、皆伐は行えません。

※ 具体的には協定の締結に際して取り決めいたします。

ポイント④

期待される効果

・当該地域における森林の公益的機能の維持増進、対策の効果向上が図られます。

・間伐の場合、民有林から出材される間伐材が少量でも、国有林材の購入業者への販売が期待できます